

# 特別 支援 教育

関連の  
最近の動向

inclusive education  
and  
reasonable accommodation



# 目次

●はじめに .....	▶ 2
● DSM-5 への改訂に伴う発達障害に関する	
診断名の変更 .....	▶ 3
●通常の学級に在籍する発達障害の	
可能性のある小・中学生の割合は <b>6.5%</b> .....	▶ 7
●障害者の <b>権利</b> に関する条約 .....	
●インクルーシブ教育システムについて .....	▶ 9
●「就学指導委員会」から「 <b>教育支援委員会</b> 」	
に変わりました .....	▶ 10
●合理的配慮について .....	
●基礎的環境整備とは .....	▶ 12
●質疑応答その他 .....	
編集後記 .....	▶ 17

# ●はじめに

【司会者】「本日は、けやきの会にお集まりいただきましてありがとうございます。現在、豊明市教育委員会は愛知教育大学と連携して文科省の委託を受けて発達障害理解促進拠点事業を行っております。その一環として、今回は愛知教育大学の障害児教育講座吉岡教授にお来しいただきまして、<特別支援教育関連の最近の動向>について講義をしていただきます。今日の内容につきましてですが、1時間越えるくらい先生からお話をいただきまして、その後休憩を取りさせていただきます。そのあと先生方の方から講義の内容を含めて、せっかく先生にも来ていただいていますから、普段現場で疑問になっている点を質問していただけると大変ありがとうございます。では今日はよろしくお願いします。では先生お願いします。」

【吉岡教授】（以下、吉岡）「みなさん、こんにちは」

【参加者】「こんにちは」

【吉岡】「愛教大の吉岡です。平成26年度から2年間に渡って、愛教大と豊明市教育委員会の連携ということで、発達障害についての理解を促進する事業を行っています。その一環として、私がこういう演題で講義させていただくことになります。私は普段は、主として特別支援教育を専攻する学生への指導・講義を担当し、それ以外にも教育臨床総合センターの発達支援相談室で発達相談を担当しています。実は、今日お見えの先生の中には、私が相談を担当しているクライエントのことで色々連携を取らせていただいた先生方もいらっしゃいますし、日々、そういう風に発達相談をしながら、学生を教えているという立場の人間です。また、臨床心理士でもありますし、普段は発達障害のある子どもを持つ親御さんの

相談を担当することが多いです。自閉症を中心として、注意欠陥多動性障害とかそういう発達障害関連のお子さんの子育てに悩むお母さんの話を聴いています。

それとともに、私は岡崎市に住んでいますが、10年くらい前から岡崎市の教育委員会とも深く関わっています。例えば、今日ちょっとお話ししますけれど、今年度から「教育支援委員会」という名前に変わった就学指導委員会であるとか、保護者を対象とした実際の就学相談にも関わっています。それから、岡崎市の小・中学校、特に小学校が多いのですが、特別支援教育の巡回訪問という形で通常の学級のなかで特別な支援が必要な児童・生徒の様子を観察したりとか、観察した後に先生方とお話をしたりとか、また観察した後に保護者のカウンセリングをしたりとか、そのような活動も行っています。そうした活動を通して、私としては親御さんの気持ちも理解できるというか、学校等をめぐる様々な葛藤の中で色々と悩んでおられることを日々感じてきた一方で、学校は学校で保護者への対応が色々大変なのだろうなと思ながら相談活動を行っているところであります。

普段の研修活動ではそうした発達相談の経験をもとに話をすることが多いのですが、今日は<特別支援教育関連の最近の動向>ということで、今一番特別支援教育のなかで話題になっていて、先生方にぜひ知っておいていただきたい言葉として<インクルーシブ教育>と<合理的配慮>についてお話ししたいと思います。最初に少し、これから発達障害に関わる診断名がかなり変わってきますよという話をしたあとで、本題に移ってお話しすればと、そういう風に思っております。

# ●DSM-5への改訂に伴う

## 発達障害に関する診断名の変更

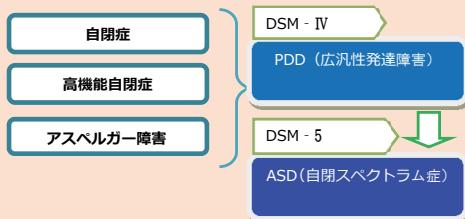


図-1 アメリカ精神医学会による発達障害に関する診断名変更

最初に、発達障害に関わる診断名の変更についてお話しします。「自閉症」「高機能自閉症」「アスペルガー症候群」あるいは「アスペルガー障害」という言葉は、先生方にとって耳慣れた言葉かと思いますが、これからはあまり使われなくなる可能性があります。というのは、アメリカの精神医学会の診断基準が大きく変わったからです。平成25年5月に変更がありました。DSMというものがアメリカの精神医学会の診断基準を示すマニュアルなのですが、DSM-IVまでは自閉症とか高機能自閉症とかアスペルガー障害などを広汎性発達障害、略してPDDと言う風に呼んできました。ところが、DSM-5になると、その広汎性発達障害という言葉が消えました。

どういう風になったかと言いますと、<自閉症スペクトラム>に変わりました。スペクトラムというのは連続体のこと、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー障害といった具合にはっきり区別できるものではなく、連続体なのだよという意味が込められているのだと思います。原文では、<Autistic Spectrum Disorder>ですが、<自閉症スペクトラム>はこれまでよく使われてきた仮訳です。ところがみなさんにA4一枚の紙でお渡しした今日（当日2014/5/29）の朝日新聞に、日本精神神経学会が病名・用語の変更をしましたよという記事が掲載されました。おそらくこの一覧にある用語（訳語）が今後広く使われるようになるだろうということです。

この記事では自閉症スペクトラムの<症>が語尾に移っています。英語の略号で示すとASD。PDDからASDに変わったのです。今回の改訂版はDSM-5と記します。これ、よく見てみると、[IV]はローマ数字になっています。

すけれど、[5]は算用数字になっています。今まで[IV]までは全部ローマ数字だったのです。DSM-I、II、III、IVと、[5]になってから算用数字になりました。これはなぜかというと、私が聞くところによると、DSM-IVにはDSM-IV-TRという改訂版が出たように、これからDSM-5にもマイナーチェンジが何年かごとにあるだろう、おそらくDSM-5.1だとDSM-5.2だとかいう名称で数年ごとに改訂されるだろうということを見込んで算用数字で表示したということです。DSMを日本語に訳すと<精神障害の診断と統計のためのマニュアル>となります。これはさきほどからお話しているようにアメリカ精神医学会が出しているものです。アメリカという一つの国の一学会の診断マニュアルに過ぎないものに、どうしてここまで日本が従わないといけないかということですが、これは精神医学において国際的雑誌に投稿する場合はこのDSMに則るようにという風な決まりがあるようです。そういう事情でアメリカ精神医学会の診断基準に過ぎないDSMが日本にも大きな影響を与えているのです。

それでは、みなさんにお渡しした記事を解説していきます（図-1に新聞記事の一部抜粋を転載）。

これはタイムリーなので、先生方に伝えたいと思いお配りしたのですが、<心の病の名称変更へ>ということで、ここでは性同一性障害が<性別違和>、拒食症が<神経性やせ症>という風に変わっています。それと同時にアスペルガー障害とか自閉症などを含めた<広汎性発達障害>が<自閉スペクトラム症>になりますよという話題も載っています。他に発達障害に関する変更とし

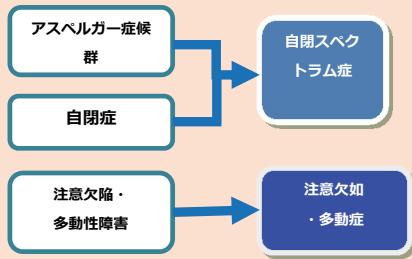


図-2 日本精神神経学会による発達障害に関する診断名の変更

て、注意力が続かず、落ち着きがないなどの症状がある＜注意欠陥多動性障害＞の名称変更があります。かつて＜欠陥＞と言われていましたが、ここ数年＜欠如＞と呼ばれることが多くなりました。＜欠陥＞よりも＜欠如＞のほうが柔らかい言葉ですし、今後、＜注意欠如・多動症＞と呼ばれるようになります。新聞を見ると、「子どもの時期には多い病気を中心に、＜障害＞という言葉を使うのは減らした」とあります。今まで障害という言葉を使っていた用語において、＜障害＞の代わりに症状の＜症＞が使われるようになってきているということです。その他、「＜言語障害＞は＜言語症＞とした」というように、＜障害＞から＜症＞へと名前が変わってきているということを抑えておいていただければよいかと思います。

新聞記事の解説を続けます。「心の病の名称や用語について、日本精神神経学会が新しい指針を作り、アルコール依存症をアルコール使用障害などに変更した。学会は今後、全国の診療現場で使うように呼びかける」とあります。これはまずは医療現場で使われるようになるということです。医療現場で使われるようになった診断名が、保護者を通して教育現場の先生方にも伝わってくると思います。一方、発達障害についての文部科学省の定義は、今のところ従来通りです。文科省の用語や定義が、いつ変わるかについてはわかりませんが、順次変わっていくのではないかと思われます。とりあえず、文部科学省の定義は従来通りですが、医学界でこういうふうに変わったということは、教育現場としても押さえておいたほうがいいかなと思います。

次に、「国内でも広く使われている、米国精神医学会

の診断手引き＜DSM-5＞が2013年5月に改訂された。様々なな言語が出て混乱しないように、関連学会が共同で名称を検討した。とりまとめた神庭重信・九州大学教授は『患者の理解と納得が得られ、差別意識や不快感を生まない呼び名にするよう心がけた』と話したと記されています。さきほど最初に紹介した自閉症スペクトラムという言葉は、日本精神神経学会の日本語訳が本日新聞に掲載される前に、2014年2月25日に出版された『臨床家のためのDSM-5 虎の巻』(日本評論社)という本で紹介されていた言葉です。これが自閉スペクトラムになるということです。ほかに「体の性と心の性が一致しない性同一性障害」は本人が実感として感じる性別違和と呼ぶことにした。いわゆる拒食症を示す神経性無食欲症は食欲がないわけではなく、やせたいという願望があるので、神経性やせ症に変えたとあります。神経性やせ症は思春期の女の子によく見られ、性別違和も第二次性徴の始まりとともに顕著になってくることもありますので、学校現場の先生方もこれらの用語の変更に注目すべきでしょう。また「新たな手引には今後研究が必要な、新たな病気が加わった。学会は、それらの病気についてインターネットゲーム障害・カフェイン使用障害などと訳した」とあります。これらは、今まで、一連の症候群にありがちな特徴の一つに過ぎなかったのですが、一つの診断名として、注目されてきたということになります。

次に自閉スペクトラム症の診断基準について少し詳しく見ていきます。自閉スペクトラム症を診断する場合、以下のA・B・C・Dを満たすことが必要です(図-3参照)。

※以下の A、B、C、D を満たすこと

A)社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障害

B)限定された反復する様式の行動・興味・活動

C)症状は発達早期の段階で必ず出現するが後になって明らかになるものもある

D)症状は社会や職業その他重要な機能に重大な障害を引き起こしている

図-3 自閉スペクトラム症の診断基準 (DSM-5 より)

まず A が、「社会的コミュニケーション及び相互関係における持続的障害」です。以前は、対人的相互作用（社会性）の障害と、意思伝達（コミュニケーション）の障害を分けて考えていました。しかし、社会性の障害とコミュニケーションの障害はなかなか分かち難いところがあるので、ここは一つにして「社会的コミュニケーション及び相互関係における持続的障害」という風に統合されたことが DSM-5 の特徴となっています。

次に B が、「限定された反復する様式の行動、興味、活動」です。平たく言えば、こだわりということですが、自閉症概念を初めておおやけにしたカナーが「同一性保持への強迫的欲求」と呼んだ特徴です。30 年以上前、ローナ・ウイングというイギリスの学者が自閉症の特徴として三つの徵候を挙げました。それが社会性の障害とコミュニケーションの障害と想像力の障害ですが、その想像力の障害が B の「限定された反復する様式の行動、興味、活動」にほぼ重なります。そして今回、社会性の障害とコミュニケーションの障害とがまとめられました。

それから三番目に、C 「症状は発達早期の段階で必ず出現するが、後になって明らかになるものもある」となっています。図の黄字は私が重要と考える箇所を強調したもので、<発達早期>と<後になって>を黄字で示したのは、以前の DSM-IV でも記されていたように、<発達早期>の段階で必ず出現するわけですが、<後になつて>明らかになるものもあるという事実を今回の改訂に付け加えたわけです。その背景には、今、大人の発達障害がクローズアップされているという事があります。大人になって初めて、この人はアスペルガーではないとか、ADHD ではないかとか、そういう風に言われる人

たちが増えてきたという事情がある。そういう人たちは以前に発達障害の診断を受けていたかというと、そうではなかったりする。知的に高かったから、ちょっと変わった子だよねという具合に通り過ぎてきた人が、このように発達障害についての知識が広まってきて、「あ、やっぱりこの人は発達障害だよね」っていう感じになってきた。そういう事例が増えてきたという事情があって、症状は<発達早期>の段階で必ず出現するが、<後になつて>明らかになるものもあるという風な言葉が付け加えられたということになります。

最後の D 「症状は社会や職業その他重要な機能に重大な障害を引き起こしている」ですが、これはつまり、A や B や C があっても、自分はそれほど困っていませんよ、それから周りも困っていませんよということだったら、<自閉スペクトラム症>と診断しなくてもいいということです。社会や職業その他重要な機能に重大な障害を引き起こして初めて、こういう診断を下すことになります。

さらに細かく見ていきますと、最初の「社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障害」とはどういうものでしょうか。

まずは「社会的、情緒的な相互関係の障害」(図-4 参照)で、これは主として以前から言われてきた「社会性の障害」に相当するものと思われます。次の「他者と交流に用いられる言葉を介さないコミュニケーションの障害」の「言葉を介さない」という箇所がわかりにくいのですが、つまり、非言語的なコミュニケーションも障害されているということを表していると思われます。たとえば、自閉症の人は（自閉症の子どもも）目が合いにくいです

1) 社会的、情緒的な相互関係の障害

2) 他者と交流に用いられる言葉を介さないコミュニケーションの障害

3) (年齢相応の対人) 関係性の発達・持続の障害

図-4 A) 「社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障害」

ね。アイコンタクトがなかなか難しかったりする。それから、ボディランゲージ、身体言語の表現の仕方もちょっと変わっていたりする。あるいはジェスチャーがうまく理解できなかったり使えなかったりする。さらに表情の表出が乏しかったり、表情の理解が難しかったりする。このように非言語的なコミュニケーションについて困難を抱えているのです。最後に「年齢相応の対人関係性の発達・維持の障害」。友人関係が築きにくい多くの自閉スペクトラム症のある子どもに教育現場で接してこられた先生方はよくご存じのことかと思います。

次に、「限定された反復する様式の行動・興味・活動」ですか、これがさきほど言った想像力の障害とか、同一性の保持だととか、こだわりだととか、そういう特徴に関連するものです(図-5 参照)。これについても細かく見ていくと、まず「常的で反復的な動作や物体の使用、あるいは話し方」があります。自閉症のある小さいお子さんなどは、ミニカーをきれいに並べたりするのがすごく好きだったりします。手をひらひら動かし続けたり、反響言語・オウム返しが多かったり、独特な言い回しをしたり、そういうことを指しています。

2番目に「同一性へのこだわり、日常動作への融通のきかない執着、言語・非言語上の儀式的な行動パターン」が挙げられています。ちょっとした変化(例:家具や身の回りの道具の位置がいつも違う)に対して過度に心配になる。具体例をもっと挙げれば、毎日同じ服を着る子、毎日必ず同じ食べ物しか食べない子がいます。また、いつもの場所に車で行くときに、お母さんが工事渋滞を

1) 常的で反復的な運動動作や物体の使用、あるいは話し方

2) 同一性へのこだわり、日常動作への融通のきかない執着、言語・非言語上の儀式的な行動パターン

3) 集中度や焦点付けが異常に強く、固定された興味

4) 感覚入力に対する過敏性あるいは純感性、あるいは感覚に関する環境に対する普通以上の関心

図-5 B) 「限定された反復する様式の行動・興味・活動」

避けていつもと違う道を通ろうとしたら非常に怒りだす、という子の話など、これに類した話もよく聞きます。そうした小さな変化に対してとてもなく心が揺さぶられてしまうのです。いったんこうと思ったら、周囲から見たら明らかにおかしな考えでも、なかなか変えることができない、あいさつが非常に儀式的・儀礼的になってしまい、周囲からは心がこもっていないと感じられる、といった特徴が見られる場合もあります。

3番目に「集中度や焦点付けが異常に強く、固定された興味」が挙げられています。アスペルガーと言われる子のなかには、何々博士とか、そう呼びたくなるような子がいます。対象は電車などが多いのですが、それ以外に鳥や魚に異常に詳しかったりする子がいます。普通ではない物事への強い愛着とか執着、因われがあって、過度に枠にはまっているとか、固執した興味・関心があるということです。卓球部に入って活動しているのだけれど、卓球のブレイヤー卓球選手にはあまり関心がなく、卓球台とりわけその型番に強い関心を持っている子を私は知っています。

4番目の「感覚入力に対する敏感性あるいは純感性、あるいは感覚に関する環境に対する普通以上の関心」は、以前から注目されながらも記載されず、DSM-5になつて初めて記載されたものです。先生方も彼らに接していくればお気づきだと思いますが、感覚入力に対する敏感性と純感性が同時に存在するというか、ある感覚は純感だけど、ある感覚は敏感、一つの感覚でもある対象に対しても非常に純感だけど、別の対象に対しては非常に敏感

## ● 通常の学級に在籍する

### 発達障害の可能性のある

小・中学生の割合は **6.5%**

だとか、鈍感性と敏感性の共存が見られます。過敏性で一番よくみられるのが耳ふさぎなどの聴覚過敏です。偏食のある子も多いですが、味覚に対する過敏性が関係していると思われます。その他、テレビや看板などの視覚情報や照明に対する視覚過敏や、抱かれることをすごく嫌がる触覚過敏などもあります。一方で、壁に激しくぶつかったり、固い地面で転倒したりしても、全然泣きもしないし、痛がりもしないといった、痛みに対する鈍感性が感じられる子もいます。また、熱や冷たさに対する鈍感性を示す子もいます。たとえば、発達支援相談室では、遊戯療法-プレイセラピーを実施するなかで、夏は小さな外プールを利用することがあります。だいたい9月になると肌寒くなり、セラピストの方は震えているのに、本人は寒がらずに嬉々として水と戯れていることがあります。一方で、家族でラーメンを食べに行き、ラーメンの中に何個氷を入れても、「熱い、熱い」と言い続け、お母さんを困らせる子もいるので、スペクトラムの子の感覚とは不思議なものです。以上少し長くなりましたが、ここまでが自閉スペクトラム症を中心とした DSM の変更についての説明になります。

次に、これも今日の本題であるくインクルーシブ教育と合理的配慮>とは直接関係のないトピックですが、文科省が実施した発達障害に関する全国実態調査についてです。これは 2002 年に調査されて、2012 年に再調査されたものです。2002 年の調査結果がかなり話題になりましたが、その焼き直しで、あまり変化はないです。つまり、全国公立小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち（特別支援学級の児童・生徒は含まれていません）、人とコミュニケーションがうまく取れないなどの発達障害の可能性のある小・中学生が 6.5% にのぼるという調査結果です。2012 年のこの結果は大した衝撃をもたらさなかったのですが、2002 年の調査で 6.3%、つまり 40 人学級だったら 2 人か 3 人は必ず発達障害の可能性のある小・中学生がいますよ、という結果が報道された時には、全国の関係者に驚きをもって迎えられたように記憶しています。けれどもこれは、診断されている児童・生徒が 40 人中に 2・3 人いるということではなくて、学校の先生たちが色々な質問項目に答えて、その該当項目の数から言ってこれは疑わしいなという、そういうお子さんが 6.3% に上ったということです。そして、10 年後の 2012 年の調査では 6.5% に上ったという結果です。小・中学校に勤務される先生方の実感と比較するといかがでしょうか。また、全国の小・中学校の特別支援学級の児童生徒数が、2007 年度から 2013 年度にかけて 113,377 人から 174,881 人へと大幅に増加していることも考慮に入れると、やはり発達障害の可能性のある児童生徒は増加していると言えるでしょう。

## ● 障害者の**権利**に関する条約

「インクルーシブ教育と合理的配慮」について話す前に、それらの考え方の出典である「障害者の権利に関する条約」についてお話をしたいと思います。日本における「インクルーシブ教育と合理的配慮」を考えるとき、「障害者の権利に関する条約」に関わる流れを理解してお必要があります。というのは、「インクルーシブ教育」についても「合理的配慮」についても、この「障害者の権利に関する条約」が2006年に国連総会で採択され、2014年1月に日本が批准するという動きのなかで、いやおうなく日本人が意識せざるを得ない事項となってきたのです。私には、この条約が採択されたことにより、日本でも、障害者の権利に関する様々な事態が動き出したように思えます。

流れをざっと振り返ると、まず、2006年の12月に国連総会で採択されました。そしてその次の年、2007年9月に高村正彦外務大臣が国連総会で署名しました。署名しましたけれど、この段階では日本がこの条約を批准するまでには至っていない、つまり国を挙げてそれを守りますよという手続きにはまだ入っていないのです。署名しただけの段階なのです。署名しただけというのは、日本の現状が、2007年の段階ではとても批准できる状況ではなかったのでしょう。だからこれから数年かけて、批准できる状況に持って行かなきゃいけないよねということから、いろいろな動きが起こってきたのだろうと思われます。

2006年に国連で採択され、2007年に日本が署名し、2008年の5月に発効しましたが、発効時までに批准した国は中華人民共和国など20カ国のみでした。日本はなかなか条約を守るという手続きには入れませんでした

が、2014年の1月20日にやっと日本は批准したのです。日本がこの条約を批准したという話題は、残念ながら、私が知る限り、新聞で一面に取り上げられることはなく、政治面か国際面の片隅に取り上げられるのみでした。2014年5月現在の批准国は147カ国ですが、先進国の中でもアメリカなどはまだ批准していません。これらの「障害者の権利に関する条約」の動きが、特別支援教育にも深く関わっています。この「障害者の権利に関する条約」の批准に向けての日本の教育界の動きの代表的なものとして、文部科学省が出した「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」という通知があります。

これは、平成24年(2012年)7月23日に文部科学省初等中等教育分科会が報告したもので、内容を大きく三つに分けると、「共生社会の形成に向けて」「就学相談・就学先決定の在り方について」「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」となります。これからそれらについて詳しく説明していくますが、今日は少なくとも、「障害者の権利に関する条約」、「インクルーシブ教育システム」、「合理的配慮」などの重要な用語については記憶に留めて帰っていただければと願っています。まず「インクルーシブ教育システム」とはどういうものか、通知のなかから、その定義に当たるものを探してみました。

# ●インクルーシブ教育

## システムについて

インクルーシブ教育システム、<inclusive education system>、署名時の仮訳である包含する教育制度とは、先の文部科学省の通知に従えば、右の図（図-6）の通りになります。そこに私が下線を引いた「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」というのがインクルーシブ教育システムの一番端的な定義だと思います。できる限り、色々な制約があるとしても、障害のある子も障害のない子と同じような環境の中で、教育していきましょうねという仕組みがインクルーシブ教育システムになるわけです。通知にはそれに統いて、「障害のある者が、教育制度一般<general education system>から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている」という風に書かれています。つまり、そのインクルーシブ教育システムを成立させるための重要なキーワードが<合理的配慮>なのです。<合理的配慮>については、あとで詳しく説明しますけれど、その前に就学相談の在り方がどういう風に変わって来たかということを先にお話したいと思います。就学相談・就学先決定の在り方ですが、豊明市はどうですか、今年も就学指導委員会のままでですか。」

【司会者】「教育支援委員会になっています」

【吉岡】「教育支援委員会は今年から？去年から変わりました？」

【司会者】「今年からです」

「**インクルーシブ教育システム**」  
(inclusive education system、署名時仮訳：包含する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**「合理的配慮」**が提供される等が必要とされています。

図-6 インクルーシブ教育システム

● 「就学指導委員会」から  
「教育支援委員会」  
に変わりました

吉岡 「今年からですか。平成 25 年度までは就学指導委員会と呼んでいました(図-7 参照)。おそらく学校内でもこの子が特別支援学級か通常の学級のいずれの在籍が望ましいかということを話し合う校内就学指導委員会もあったと思いますが、もちろん自治体でも豊明市なら豊明市の就学指導委員会というものがありました。豊明市であれば、例えば知的障害が疑われる 5 歳児の場合、就学先として三好特別支援学校がいいのか地域の小学校の特別支援学級がいいのか、あるいは通常の学級がいいのかという話題について、保護者の意見を聞いた上で、また子どもの様子を観察した上で話し合っていく会議を就学指導委員会と呼んでいましたが、豊明市でも今年度から教育支援委員会へと変わったわけです。

さきほどの通知（平成 24 年 7 月）にも、以下のように書かれています。「早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当である」。つまり「仮称」が 2 年たった今、正式な名称となったということです。私自身、長年、保護者の就学相談に関わってきた立場からしても、やはり指導ということではなくて支援という言葉の方が望ましい、そういうスタンスで保護者なり子どもなりに対応していくことが大切な姿勢だと思いますので、この名称変更は望ましいことだと思っています。



図-7 平成 26 年度からの名称変更

## ●合理的配慮について

次に＜合理的配慮（reasonable accommodation）＞（図-8 参照）です。＜合理的配慮＞については、今日時間があればその例について、いくつか紹介したいと思いますが、定義としては右図のようになっています。「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」、この＜変更及び調整＞という言葉も重要な言葉としてよく引用されます。次に「特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とあります。つまり、障害者の権利を侵さないために行動することは当然であるが、それが当事者にとってく均衡を失した又は過度の負担>にならないことが前提だということです。

＜均衡を失した又は過度の負担>も＜合理的配慮>に関するキーワードです。とは言うものの、学校現場において、可能な限り＜合理的配慮>をしていかなければならぬ、＜変更及び調整>について、管理職も個々の教員も、常に念頭に置いて行動していかなければならぬという現実は変わりません。このことはもちろん、教育現場のみならず、市役所や公共交通機関、大学もそうですし、その他ホテル、商店などいろいろな場所で意識されていくでしょう。このように、＜合理的配慮>という言葉は、今後様々な場面で重要視されていくでしょう。

先の＜合理的配慮>の定義は＜障害者の権利に関する

条約>から引用したものです。教育現場における＜合理的配慮>についてどんな例があるのか知りたい場合、前述の文科省通知「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を yahoo や google で検索すると、そのリンク先の「別表」に多くの例が示されています。また、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」のホームページには、「合理的配慮実践事例データベース」として、詳細がより具体的に示された事例がたくさん掲載されていますので、参考にされるとよいかと思います。

**合理的配慮とは**、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「障害者の権利条約 第二条 定義」より

図-8 「合理的配慮」について

## ●基礎的環境整備とは

＜インクルーシブ教育＞に関連して、＜合理的配慮＞に加えもう一つ重要な用語である＜基礎的環境整備＞について簡単に説明します(図-9 参照)。＜基礎的環境整備＞とは、「障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で行う「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備」と定義されます。これはもちろん個々の先生方が自分の担当している子どもに思いを馳せながら考えていくべきことでもありますが、教育委員会の先生方も含め、主として国や地方自治体の職員が知恵をしぼっていくべき領域です。＜基礎的環境整備＞を進めるに当たっては、＜ユニバーサルデザイン＞の考え方を考慮して進めていくことが重要とされています。＜ユニバーサルデザイン＞とは、「調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することできる製品、環境、計画及びサービスの設計」を言います。

教育現場において平たく言えば、障害のある子も含め、どの子にとってもわかりやすい授業を、ということです。以上、＜インクルーシブ教育＞から＜基礎的環境整備＞まで急ぎ足で説明しましたが、ここまで説明について、質問等ありましたら、どうぞ。」

**質問者**「さきほどの合理的配慮の例をいくつか出していただいたのですが、そういう合理的配慮で、学校現場ではどういった配慮が想定されるのか(教えてほしい)」

**吉岡**「例えばですね、聴覚障害のあるお子さんで、人工内耳の手術をしたお子さんが通常の学級に在籍することが増えてきている。そういう場合に人工内耳があるから

といって普通の子と同じように聞こえるかといったらそうではないのですね。やっぱりちょっとした雑音があると、とたんに聞こえにくくなってしまう。それで、私が知っている学校では、教室内の雑音を軽減するために、椅子の脚にテニスボールをはめるのです。そうすると、子供が立ち上がったときの、ガタガタという音が減りますよね。そういう対応で配慮している、これも合理的配慮になります。(吉岡後注:これはよく考えると＜基礎的環境整備＞に当たります。)

テニスボールからは有害物質が出るんじゃないかなといふ話もあつたりして、必ずしも完璧な例ではないのですが・・・。

それとか、車いすの子が入学してきた場合、学校が3階建ての建物であるとしたら、できるだけ1階にその子の教育の場を集中させるとか・・・。これは高学年になり、特別教室での授業が増えてくると困難になるのですが、力のある教員が対象児をおんぶして移動するなどできる限りの配慮をする。一番の配慮というのはエレベーターを設置するとか、そういうことになるわけですが、そうなると財政的措置だから＜基礎的環境整備＞の話になります。例えば、うちの大学も十数年前に肢体不自由のある学生が特別支援教育の課程に入ってきたので、その時に障害児教育棟にエレベーターが設置されました。このように、いろいろな＜合理的配慮＞あるいは＜基礎的環境整備＞の例があります。

次も大学の例ですが、うちの大学の特別支援学校教員養成課程には聴覚障害のある学生さんが、一学年に1～2名入学します。その学生に対して聴覚障害教育担当の教員は手話ができますが、私たち他の専門の教員は手話

ができないので、私の授業では、パソコンテイク担当のアルバイト学生が、パソコン上で私の言葉をタイプしていき、それがそのまま聴覚障害学生のタブレット端末に映し出されて聴覚障害学生が授業内容を理解する、そういうこともやっています。（吉岡後注：これも、財政措置が必要なので、どちらかというと、＜基礎的環境整備＞に当たります。＜合理的配慮＞としては、課題を出す場合は、口頭で説明するだけでなく、紙媒体の資料を配布して説明する、できる限り紙媒体の資料を多く準備する、パソコンテイク学生がタイプリしやすいようなるべくゆっくり話すなどを実践しています。）

そのように＜合理的配慮＞や＜基礎的環境整備＞には様々な工夫が考えられますので、これから事例を積み上げていくのが大切だと考えています。その事例については、先に挙げた文部科学省や特別支援教育総合研究所のホームページなどを参考にしてください。」

**基礎的環境整備とは**、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で行う「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備のことである。

図-9 「基礎的環境整備」について

## ●質疑応答その他

【質問者】「先生は小中学校にも足を運んでいらっしゃることを最初に伺いましたので、その関連で質問します。<合理的配慮>をするために担任はいろいろ工夫します。だけど、さきほどの話でもあったように、それが<過度の負担>にならないようにということでした。一方で、管理職や教育委員会がすべきこともあるということでした。今、私は教育委員会にいるものですからお尋ねするのですが、おそらく市町の財政力によって可能なく<合理的配慮（基礎的環境整備）>という点で、これからはものすごい勢いで格差が広がっていくのだろうと心配しています。で、こここの<基礎的環境整備>の中に、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内でと書いてある財政措置の部分で、何かすでにこんなことがこれから考えられているよというような情報があつたら教えていただきたいのですが」

【吉岡】「そうですね。その辺の情報はあまり知らないというのが正直な答えなのですが・・・。少し話が違うかもしれません、特別支援教育が本格的に実施された平成19年度から始まった特別支援教育支援員という制度があります。市町によっては教員補助者とかいろいろな呼び方をしていますが、豊田市とか岡崎市とか刈谷市とかそういう財政的にまあまあ裕福な自治体は市町の裁量でやりなさいということになっているそうです。一方で、地方財政措置といって、赤字の自治体に対してはちゃんと国が措置するという風に聞いています。その制度と同じように、インクルーシブ教育に関連しても、財政力が弱い自治体には国が手当をするという可能性はあります。しかし一方で、新自由主義的に、地方は地方の裁量でやっていきなさいという風の流れもありますよね。だからその辺がどうなっていくのかというところは私自身もよくわかりません。豊明市は、刈谷市と名古屋市の間にありますが、有力企業もなく、なかなか財政的に厳しいという風には聞いてはいますが・・・」

【質問者】「財政的には厳しいです。で、特別支援教育の支援員は今、市で34人配置していますのでそれほど少ないとは思っていません。人数割合でいけばまあまあ

水準は保っていると思いますけれども、全額市費で負担しております。当初は緊急雇用の関係で国からお金がおりましたけれども、それを5000万くらい市費で振りかえて、今はもう1億に届くくらいの金額になりつつあります。」

【吉岡】「今は国から出てないのですか？」

【質問者】「出てないです。ですので、インクルーシブの理念もわかるし、と言いながらまったくその辺がついていくなくて、結局は担任が努力や工夫をするが、それでも保護者の要望に応えられなくて苦しんでいるという現状が今あるので、ここで<基礎的環境整備>についても国も県も市町も考えるとそういう話が出てきましたので、せひ国レベルで考えていただきたい。少なくとも小・中学校は義務教育ですので、市町の財政力の差で違いが起こるようなことがあってはならないという風に考えますので、どこか広い場でそういうことを一市教委の者が言っていたとは非伝えていただけるとありがたいです」

【吉岡】「私自身がもしできるとしたら、西三河地区的特別支援の連携協議会に出席していますので、そういうレベルでまず話をしていると思っています。県の広域特別支援連携協議会は出でていませんが、地区の連携協議会の意見を県に上げていくことはできるので、是非、県の方でも考えてくれという風に言っていこうと思います」

【質問者】「ありがとうございます」

【吉岡】「では次に、平成25年の学校教育法施行令の改正の話をします。これは就学に関する考え方の改正と言えるかと思います。改正前は、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するということになっていました。就学基準というのは、学校教育法施行令第22条の3に「政令で定める障害の程度」として定められているもので、例えは聴覚障害で言えば両耳の聴覚レベルがおおむね60デシベル以上だと、視覚障害で言えば両眼の視力がおおむね0.3未満だと、そういう基準です。知的障害の場合は少しあいまいで、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの」などとあります。そういう就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するというのが改正前の

法令です。原則は原則であるが、例外的に＜認定就学者＞として小・中学校に就学することが可能ということにもなっていました。例えば、療育手帳でA判定の子どもさんだとすると、おそらく知的の特別支援学校の就学基準に該当するでしょう。だけど、家庭の事情とか地域の事情とか、小学校の受け入れ体制とか、いろいろな事情を勘案して例外的に小学校に就学することになりましたよという場合、そういうお子さんのことを＜認定就学者＞と呼んでいたのですね。

それが、平成25年の改正によってどういう風になつたかというと、「障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する」となりました。実は、平成19年の学校教育法施行令の改正で、「障害のある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付け」が新たに規定されたのですが、平成24年の通知「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、一歩進んで「本人・保護者の意見を最大限尊重」と記されたのですね。こういう風に徐々に本人・保護者の意見を考慮するという流れがあります。

もう一つこのたびの改正の大きな変化として、さきほどの＜認定就学者＞という制度が無くなり、当該市町村の教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認めるもののことを＜認定特別支援学校就学者＞と言うことになった。つまりは逆転の発想なのですね。以前は就学基準に該当していたら、まずは特別支援学校だよねという原則だったのが、改正後はどのような子の就学先についても原則は地域の小中学校ですよ、だけど、就学基準に該当するなど特別な事情がある子に限って、＜認定特別支援学校就学者＞という風に呼びましょうと変わったわけです。平成25年8月26日に法令が改正され、9月1日に施行されましたので、平成25年度の就学相談において初めてこれが適用されたわけです。だからと言って、例年ならば三好の特別支援学校に就学していた子が大挙して豊明の小学校に就学したかと言ったら、そうでもないところがあります。ですがやはり、該当の子が特別支援学校に就学したとしても、発想の転換

によって、この子は基本的には地域の子なのだよということを、地域の小学校の先生方にも地域の方々にもわかってもらうという効果はあるのではないかと私としては考えております。こういう風に、発想が180度転換したからといって、就学の状況が大きく変わったかというとそうでもないですよね。それこそ、安全上の問題も含めく均衡を失したあるいは過度の負担＞という問題がありますし、＜基礎的環境整備＞が不十分なまま学校側も受け入れるわけにはいかないわけです。けれども、本人・保護者も巻き込んだ発想の転換は起りつつあるし、それを学校側としても教育委員会としても考慮しないといけないのでないかと思います。

最後に、＜障害者の権利に関する条約＞、＜インクルーシブ教育＞、＜合理的配慮＞など今日お話しした一連のキーワードに深く関わる＜障害者差別解消法＞について説明します。この法律は、平成25年の6月26日に公布されました。6月19日に参議院本会議で可決されてすぐに公布されたということですが、施行は平成28年4月1日となっています。つまりは、公布してすぐには施行できない状況なのですね。すぐに施行したらやはり混乱は起きるだろうと、つまり＜合理的配慮＞とはなんぞやという国民の合意形成がまだできていない。教育現場だけではなくて、例えば地方自治体や公共交通機関にてもまだしっかりとできていない。国民への周知期間も必要なので、3年後の平成28年4月1日に施行するということになったのです。それまでに＜合理的配慮＞あるいは＜過度の負担＞とはなんぞやということを示す事例を積み重ねていくことが大切です。これは国が主導的にやっていくことになるでしょう。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が「合理的配慮実践事例データベース」を積み上げているのもこれに当たります。国がガイドラインを作成し、自治体が具体的な事例に即して考えていくことになるでしょう。それが＜障害者差別解消法＞の公布から施行までの道筋です。

＜障害者差別解消法＞は以下の3項にまとめることができます。第1項が「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」です。これは「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と説明されます。次に第

2項は「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」です。<社会的障壁>という言葉もよく使われます。「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と説明されます。ここにも<合理的配慮>という言葉が出てきますが、つまり、<障害者差別解消法>にとっても<合理的配慮>という言葉が最も大切なキーワードだということです。最後に第3項は、「国による啓発・知識の普及を図るための取組」です。今ここで私が文部科学省からの委託プロジェクトの一環として教育現場の皆様にお話していることも、間接的には、それに当たるかと思います。「国は第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする」と説明されます。このように第1項から第3項に分けて公的に説明するとなんとなく難しい言葉になっていますが、インターネット上で、日本障害フォーラムという団体が<障害者差別解消法>というパンフレットを非常にわかりやすく作っておりましたので、みなさんに配布させていただきました。このパンフレットは、軽度の知的障害のある方にも理解できるよう、説明にルビがふっています。

※詳しくは、

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/data.html/>を参照

【司会者】「それでは、今から質問タイムにしたいと思います。先程キーワードとして<合理的配慮>という言葉がありましたけれども、その関連も含めて、何かありましたらどうぞ」

【質問者】「あの<合理的配慮>なんですが、先程障害のある子を地域で育てるということで地域に返すような形でということですけれども、普通学校の先生たちは特別支援の経験がほとんどないのですね。たまたまなったという状況で、私なんかもそうでしたけれども。どういう風にその子を扱ったらしいのか、特にその子の障害の程度が重いとですね、余計にわからないのですね。今まで経験した子を見ている限りでは、自閉症の子の場合は、

喋るよりも文字で書いたり、絵で示したりしたりするほうが効果的なのかと思いますけれども、もう、字も読めない、自分の名前ですらやっと読めるかと言えるかという子もいるわけです。そういう重い子を養護学校に行かせずに、地域に返すことによっていろんな負担が出てきて、違う障害も出てきているような感じがしているのです。確かに地域でこの子たちを育てるというのは大事だと思うんですけども、施設も不十分だし、教員の力量もままならない。そこへ受け入れていくっていうのはですね、良いようで現場は大変困っているわけで、何か良い方法はないかなということを思うのですけども」

【吉岡】「先生のおっしゃることはよくわかります。数値的に言うと特別支援学校教諭免許状を持っている小・中学校の特別支援学級担当の先生はだいたい30%ですね。小学校は30%越えるくらい。中学校は30%越えない。合わせたら30%ちょっと上くらいのところです。一方で特別支援学校に働いている先生でも70%強んですよ。これも本当は100%じゃないといけないのだけれど、70%程度に過ぎない状況なのですね。愛知教育大学でも免許取得のための公開講座をやっていますので、ぜひ受けさせていただいて、受けさせていただく中で少しでも障害についての知識を身につけていただければというのが私の願いもあります。それから、愛知県では、特別支援学校の過大化による教室不足の問題や、長時間通学の問題があります。かなりの通学距離があるのに、通学バスにも乗れず、保護者が自家用車で送迎し、学校に行けば、特別教室を一般教室にした教室で授業を受け、しかも一般教室を二つに区切って授業を受ける場合もあるという状況なのです。平成25年度における在籍児童・生徒数が400人以上の知的障害特別支援学校は全国で9校ありますが、そのうち6校が愛知県の知的障害特別支援学校です。愛知県教育委員会は「特別支援教育推進計画」を策定し、今後新しく特別支援学校を整備していく予定はあるそうですが、本来のニーズからすると全然間に合わない状況にあります。個人的には、瀬戸市立瀬戸特別支援学校のような形が広がって行くと望ましいのではないかと思っています。つまり、これは肢体不自由児対象の特別支援学校ですが、瀬戸市内の児童・生徒数が少なくなった小学校と中学校に特別支援学校を併設している

わけです。小・中学校の敷地内ですが、特別支援学校の先生方が教育を担当していて、住んでいる地域により近い教育環境で子どもたちを見ていけます。そういうのも一つのあり方かなと思います。

それから今後是非進めていただきたいのは、居住地校交流ですね。居住地校交流というのは、特別支援学校の子どもたちが、自分が住んでいる地域の小・中学校との間で、教育課程上の位置づけを明確にした上で、小・中学校の遠足に参加したり、一部の教科と一緒に受けたりして、地域の子どもたちと交流する活動です。やはり特別支援学校に通われている子の親御さんに聞いてみると、うちの子は地域の子のはずなのだけれども、6歳から特別支援学校に行ってしまうと、地域と離れちゃう、いない者として扱われてしまうのではないか、そういう不安感があります。そういうことを少しでも解消させていくために、居住地校交流、つまりは、例えば栄小学校の学区に住んでいて、三好特別支援学校に通っている子がいるとしたら、その子が栄小学校で学校生活を送る機会を作る、現状では特別支援学級の児童・生徒と触れ合うことが多いのですが、できれば通常の学級の児童・生徒とも交流をしながら、地域の子としてお互いが関わっていくことも大事なのではないかなと思います。そうすれば、その子が18歳を過ぎてからも、お互い地域に住む者同士として、たとえば、スーパーで会ったら声を掛け合うとかといったように、地域住民がその子の一生を支えていく環境が少しずつできていく、それが広い意味での「インクルーシブ教育」の成果であると思います。そうしたいわゆる共生社会の実現のために、小・中学校の先生方の大変さもわかりますが、少しずつインクルーシブを進めさせていただきたいなというのが本音です。

すでに予定の時間を過ぎているようです。今日のこの会は、文科省の理解推進拠点事業の一環の第1回の研修会となっていますが、予定では来年のこの時期にもこういう会を担当させていただくことになっています。その時にはできれば、私がこういう風に講義形式で説明するのではなくて、先生方と一緒に、「インクルーシブ教育」や「合理的配慮」に関わる教育実践について、話し合っていきたいと思っています。今日私の話をお聞きいただき、「インクルーシブ教育」であるとか「合理的配慮

」について先生方に意識していただく機会になったかと思います。これから一年間の教育実践の中で、そうした意識を深めていただき、来年度の会では、こういう事例があるよ、それについてどうしていったらいいだろう、ということと一緒に話し合っていきたいと思っています。来年度に向けて、ご協力をよろしくお願ひいたします」

【司会者】「ということで、今回は第1回けやきの会ということでみなさんにご足労していただきましたが、第2回はまた先の話になりますが、1年後くらいを予定はしております。このような会をまた開かせていただきます。今日は、先生の方から最新の「インクルーシブ教育」の動向についてお話していただきました。みなさんは最前線で特別支援教育を担っていただいておりますので、是非この「合理的配慮」はいったいどのような形で学校現場では考えられるのか、さきほどの「過度な負担」というのは無理なくということだと思うのですけれども、それを現場レベルでやれること、それからわれわれ行政の立場でやれることを色々考えていくながら、特別支援教育を進めていけたらなと思っております。では、今日はお忙しいところお集まりいただきましたが、ぜひ現場に戻られたおりにはそういった視点でまた、特別支援教育を見直していただいて、子ども達に関わっていただけますようお願いします。今日はみなさん、大変お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございました」

## ●編集後記

本誌を通して私たちは特別支援教育関連の最近の動向として発達障害に関するさまざまな名称が変更されたということを学びました。これは名前が変更になったという単純な話ではなく、それに伴う理念や思想も変わってきたということを意味します。私たちが日ごろ使ってきた言葉を変えることによってものの見方も変わるということだと思います。ものの見方が変わるには時間がかかるかもしれないけれど、その言葉を使っていくうちに、次第に私たちの身体にしみついてきて、いつしかそのスタイルが自然な形になってくる日が訪れる事でしょう。まずは、言葉に込められた思いを理解し、私たちの日頃の実践の現場で、意識して新しい言葉を使ってみることからはじめていただけましたら幸いです。(編集:三谷聖也)



文部科学省 発達障害理解推進拠点事業

**inclusive education  
and  
reasonable accommodation**

平成27年2月発行